



2022年4月21日

各 位

会 社 名 株式会社エスポア
 代表者名 代表取締役社長 矢作 和幸
 (コード番号 名証ネクスト)
 問合せ先 取締役管理部長 額田 正道
 電話番号 052-622-2220

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、2022年5月27日開催予定の当社第50回定時株主総会の議案として、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業拡大及び事業内容の多様化に備えるため、現行定款第2条の目的につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - ① 変更案第14条1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第14条2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) その他、表現方法及び字句の修正、条数の調整等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更案の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第1条(条文省略)	第1条(現行どおり)
第2条(目的) 1. 不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理並びに鑑定業 <u>2. 不動産有効活用に関するコンサルティング業</u> <u>3. 不動産証券化及び不動産証券化商品の売買・賃貸</u> <u>4. 不動産及び動産のリース業及びレンタル業</u> 5. 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介および管理 6. 宅地造成および建物の建築、修繕、増改築 7. 不動産特定共同事業法に基づく事業	第2条(目的) 1. 不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理並びに鑑定業 2. 宅地造成および建物の建築、修繕、増改築 <u>3. 不動産有効活用に関するコンサルティング業</u> <u>4. 不動産証券化及び不動産証券化商品の売買・賃貸</u> <u>5. 不動産及び動産のリース業及びレンタル業</u> <u>6. 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理</u> 7. 不動産特定共同事業法に基づく事業

現行定款	変更案
<p>8. 不動産、有価証券その他金融資産に関する投資顧問業務</p> <p>9. ホテル・旅館・ゴルフ場・スポーツ施設・飲食店の企画・運営・管理・所有・賃貸</p> <p>10. 損害保険代理業</p> <p>11. 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p>第3条～第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>8. 不動産、有価証券その他金融資産に関する投資顧問業務</p> <p>9. 不動産、不動産証券化商品、債権、有価証券、金融資産に関する調査及び企画、投資並びにコンサルティング業務</p> <p>10. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業</p> <p>11. クラウドファンディング事業</p> <p>12. 有価証券の取得・保有及び運用</p> <p>13. 投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業組合の組成・運用・管理に関する業務</p> <p>14. 企業の合併、M&A並びに資本、技術、販売、製造等の提携の仲介及び斡旋</p> <p>15. 会社経営、創業支援及び企業再生に関するコンサルティング</p> <p>16. 企業の株式公開及び資本政策に関するコンサルティング</p> <p>17. 企業に対する投融資及びビジネスインキュベーション業務並びに投融資の引受、仲介及び斡旋</p> <p>18. 投資顧問業及び貸金業</p> <p>19. 企業に対する営業戦略の立案及びコンサルティング並びに営業代行業務</p> <p>20. ホテル・旅館・ゴルフ場・スポーツ施設・飲食店の企画・運営・管理・所有・賃貸</p> <p>21. 駐車場の経営及び管理</p> <p>22. 損害保険代理業</p> <p>23. インターネット、ウェブサイト、ウェブコンテンツ及びデジタルコンテンツの企画、デザイン、開発、販売、運営、保守及び管理並びにそれらのコンサルティング</p> <p>24. 営業及び販売の代行業務受託及び代理店業務</p> <p>25. 企業における教育研修及びコンサルティング業務</p> <p>26. 経営セミナーイベントの開催</p> <p>27. コールセンター代行業務</p> <p>28. 全各号に付帯する一切の事業</p> <p>第3条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第14条 (電子提供措置等)</p> <p>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第15条～第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第15条～第49条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>